

平成31年度 弥彦村奨学金貸与要項

弥彦村奨学金は、優秀な学生生徒で経済的理由のため就学困難な方に学資を貸与して、教育の機会均衡を図り、併せて人材の育成に寄与することを目的として設けられた制度です。

1. 申込資格

弥彦村に居住する世帯の子弟で、平成31年4月に学校教育法の規定に基づく下記学校等の入学予定者又は在学者

- (1) 県内に所在する高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校後期課程を含む）
- (2) 高等専門学校
- (3) 高等専修学校（高等課程・専門課程）
- (4) 大学（短期大学を含む）
- (5) 大学院研究科の修士及び博士前期課程に在学している者。

2. 貸与月額及び貸与期間等

	貸与月額	貸与期間
高等学校 高等専門学校	15,000円	在学する学校の 正規の修業期間
高等専修学校	25,000円	
高等専門学校（4学年及び5学年） 大学、短期大学、大学院	30,000円	
他の奨学金制度を受けて 大学に在学している者	25,000円	

3. 連帯保証人（奨学金貸与の際に2名必要です。）

- (1) 1人は申請者の保護者等
- (2) 他の1人は、申請者とは生計を別とし独立した生計を営む成年（原則64歳以下）で、債務を弁済する能力を有する方。※貸与決定後、連帯保証人2名の印鑑登録証明書が必要です。

4. 申請時に提出する書類 ※書類に不備があると受付できませんのでご注意ください

- (1) 貸与申込書（様式1）
- (2) 最終学歴又は在学中の学校の成績証明書（※開封無効）
- (3) 奨学生推薦書（様式2）※出身学校長又は在学する学校長が記入
- (4) 合格通知の写しまたは在学証明書
- (5) 保護者の収入がわかる書類

H30年分の源泉徴収票（給与所得者）又は確定申告書（自営業者等）の写し

提出いただいた書類は奨学生の選考等に使用します。また、提出書類は返却いたしません

5. 提出期限及び提出先

平成31年4月12日（金） 弥彦村教育委員会教育課（弥彦村役場別館内）

裏面もご覧ください

6. 採用決定の時期と通知方法

- (1) 採用決定の通知時期は、提出締切り後およそ2ヶ月以内です。
- (2) 採用決定は、教育委員会の選考に基づき村長が決定します。

7. 採用決定後の手続きについて

採用された場合は、採用の通知と一緒に下記の書類を送付しますので、期限までに提出してください。提出がない場合は、奨学金を貸し付けることができません。

- (1) 借用証書
- (2) 誓約書
- (3) 振込口座届出書
- (4) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名分）

8. 奨学金の貸与時期

年3回（6月、8月、12月）に分けて指定された金融機関口座へ振り込みます。

※次年度以降は、4月、8月、12月に振り込みます。

9. 返 還 ※貸与終了後、関係書類をお送りします。

- (1) 奨学金は学資として貸与するものですから、奨学生は貸与の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後（貸与終了年の10月）から、10年以内に奨学金の全額を年賦又は月賦で返済しなければなりません。ただし、繰り上げて返還することもできます。

**この返還金は直ちにその年の奨学金となり、後輩に貸与されます。返還が確実に行なわれないと、奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。
貸与を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還を請求します。**

- (2) 奨学金の返還を正当な理由がなく怠った場合は、延滞金（滞納額の年5%）が課せられることがあります。

～お問合せ先～

弥彦村教育委員会教育課

（弥彦村役場別館内）

電話 94-1021